

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う通学定期乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、文部科学省から感染症対策のため全国の各小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休校を要請する通知が発出されことを受け、当社では下記の対応をいたします。

### 記

#### 1 通学定期券の払いもどしについて

##### (1) 対 象

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等）が休校となったため、通学定期乗車券の払いもどしを希望されるお客さま

##### (2) 払いもどしの起算日

2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなし、1ヵ月単位で計算した額（所定の手数料が掛かります）を払いもどしいたします。ただし、最終登校日以降に通学定期乗車券を使用されている場合は、対象外とさせていただきます。

#### 定期券の払いもどし額の計算方法

払いもどし額＝定期運賃（券面の金額）－使用経過月数に相当する定期運賃－手数料 220 円

##### 【使用経過月数に相当する定期運賃の算出方法】

(1) 使用経過月数 1・3ヶ月・・・1・3ヶ月の定期旅客運賃

(2) 使用経過月数 2ヶ月・・・1ヶ月の定期旅客運賃の2倍の額

(3) 使用経過月数 4ヶ月・・・1ヶ月と3ヶ月の定期旅客運賃の合算額

(4) 使用経過月数 5ヶ月・・・3ヶ月と1ヶ月の2倍の定期旅客運賃の合算額

※ 1ヵ月未満の使用経過日数は、1ヵ月使用したものとして計算します。

##### (3) 払いもどし方法

###### ① 対応期間

- ・ 該当の通学定期券を購入された日の翌日から起算して1年間です。
- ・ P A S M O定期乗車券をお持ちの方は、新たな定期乗車券を購入する前にお申し出ください。

###### ② 払いもどし箇所

小田急線定期券売り場 [https://www.odakyu.jp/ticket/commuter\\_pass/index.html](https://www.odakyu.jp/ticket/commuter_pass/index.html)

###### ③ その他

払いもどしの際は、ご本人確認ができる学生証または通学定期乗車券購入兼用の証明書をご持参ください。

#### 2 進級に伴う通学定期券の継続購入について

(1) 臨時休校を理由に新年度の通学証明証の交付が受けられない場合、前年度に有効な証明証（最終学年ではなく進級が自明なもの）の有効期間を延長しているものとみなし、新年度に有効となる通学定期乗車券を発売いたします。

① 旧通学定期券と前年度に有効な「通学証明書」「通学定期券購入兼用の証明書」もしくは「学生証」をご提示いただければ「継続購入」のお取扱いをいたします。

② 旧定期券を既に払いもどししてしまっている場合、前年度に有効な「通学証明書」「通学定期券購入兼用の証明書」（通学区間が確認できるもの）および申込書のご記入により「新規購入」のお取扱いをいたします。

③ 上記のうち、「有効期間が2020年4月30日（木）を越える継続購入」または、「新規購入」の場合は、小田急線定期券売り場にてお買い求めください。（自動券売機ではお買い求めいただけません。）

(2) 新入学生および、中高一貫校や付属校等の場合であっても通学区分が変更（中学生から高校生への進学等）となる場合は、今回のお取扱いの対象とはなりません。新入学先の学校が発行する新年度の通学証明証を受領したうえで購入してください。

以 上